

# 証券検査を巡る最近の動向について

～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例

---

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 外崎 亮

# 目次

---

I. 平成24年度証券検査基本方針	3
II. 平成24年度証券検査基本計画	14
III. 最近の主な指摘事例 (平成23年4月～平成24年3月)	15
IV. 参考資料(AIJ投資顧問関係)	19

# I. 平成24年度証券検査基本方針(1)

---

## 基本的考え方

### (1) 証券検査の役割

- ・市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護

### (2) 検査対象者の多様化・増加

- ・対象業者数約8,000社、商品・取引の多様化・複雑化  
無登録業者も対象

### (3) 検証分野の拡張等

- ・大規模かつ複雑な業務を行う証券会社グループ全体の財務の健全性、内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証
- ・取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保等のためシステムリスク管理態勢の適切性の検証
- ・昨年度の検査で、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠蔽しながら営業を続けてきた問題が判明

## I. 平成24年度証券検査基本方針(2)

---

### (4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

- ・検査体制は、充実・強化が図られてきたが、厳しい行財政事情の限界があり、検査実施のカバレッジは低水準
- ・これまでは、個人投資家の保護に重点を置き、検査の優先度を判断

(参考)これまで、Jリート業者、FX業者、ファンド販売業者、投資助言・代理業者について、集中的な検査を実施

- ・個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、様々な情報を収集・分析し、市場における位置付けや問題点等を総合的に勘案し、リスクベースで選定
- ・今後は、多様な業態、顧客(個人投資家、企業年金等)の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感応度を高め、情報の収集・分析能力を強化し、検査実施の優先度を判断

# I. 平成24年度証券検査基本方針(3)

## 検査実施方針

### (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

#### ① 業態その他の特性に着目した検証

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

- ・ゲートキーパーとしての機能の発揮状況
- ・反社会的勢力との取引の未然防止態勢
- ・本人確認及び疑わしい取引の的確な履行のための態勢
- ・引受業務に係る引受審査等の業務の適切性
- ・証券化商品等のリスク管理態勢及び販売管理態勢

##### ロ. 法人関係情報の管理等に係る検証

- ・公募増資等の法人関係の登録・情報隔壁の状況
- ・内部者及び役職員による売買の審査状況
- ・営業部署における情報の不適切な利用の防止の状況

## I . 平成24年度証券検査基本方針(4)

---

### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

- ・自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、その防止策の観点から売買審査態勢
- ・空売り規制(明示確認、価格規制、ネイキッド・ショート・セリングの禁止、書面交付義務等)に係る管理態勢

### ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

- ・投資信託の販売に際しての、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料等についての説明状況
- ・店頭デリバティブ取引や仕組債等の販売に際しての、想定最大損失や解約清算金等を含めた重要なリスク等の投資判断に影響の及ぼす重要な事項についての説明の状況

## I . 平成24年度証券検査基本方針(5)

---

### ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る 検証

- ・忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性
- ・投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を優先して検査をしてきたが、投資一任業者についてその業態や顧客の特性等に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証するため、集中的な検査を実施
- ・外部から重要性・有用性の高い情報を収集する「年金運用ホットライン」を開設し、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化

### へ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

- ・利益相反防止や格付けプロセスの公正性確保の観点から業務管理態勢の整備状況

# I. 平成24年度証券検査基本方針(6)

---

## ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

- ・業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況
- ・適格機関投資家等特例業務届出者については、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用

## チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

- ・役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識を含む法令等遵守状況

## リ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

- ・自主規制業務の実効性、機能発揮のための態勢
- ・金融商品取引所等のシステムリスク管理態勢

## ヌ. 無登録業者に対する対応

- ・監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限を活用

# I. 平成24年度証券検査基本方針(7)

---

## ② 内部管理態勢・財務の健全性に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

- ・業務運営上の問題が認められた場合、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・実効性
- ・連結規制・監督の導入に対応し、大規模かつ複雑な業務を行う証券会社グループについては、内部管理態勢等の適切性

### ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

- ・障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含めリスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性

### ハ. 財務の健全性等に関する検証

- ・顧客資産の分別管理の状況、純財産額及び自己資本規制比率の状況

# I. 平成24年度証券検査基本方針(8)

---

## (2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

### ① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

#### イ. 継続的に検証を行う対象

- ・第一種金融商品取引業者(登録金融機関を含む)及び投資運用業者、信用格付業者については、原則として、継続的に検査を実施
- ・ただし、人的資源の制約により全ての業態に一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつけて対応
- ・具体的な検査対象先の選定に当たっては、外部から寄せられる情報等を積極的に収集、分析し、市場環境の変化、個別業者の問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断

# I. 平成24年度証券検査基本方針(9)

---

## ロ. 随時検査を行う対象

- ・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断

## ハ. 無登録業者

- ・無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成23年の金商法改正により導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を実施

# I. 平成24年度証券検査基本方針(10)

---

## ② 実効性のある検査の実施

### イ. 予告検査の実施

- ・原則は、無予告検査とし、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に判断し、必要に応じて予告検査を実施

### ロ. 双方向の対話の充実

- ・検査対象先の経営陣等との双方向の対話を通じて、業務運営上の問題点等に係る認識を共有

### ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

- ・一部の検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為に対しては厳正に対処

## I. 平成24年度証券検査基本方針(11)

---

- ③ 金融庁・財務局等との連携強化
  - ・監督部局との間では、相互の問題意識や情報を共有、証券会社グループについてオンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携
  - ・検査部局との間では、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施
  - ・外国証券規制当局との間では、必要な情報交換、監督カレッジへの対応等により連携を強化
- ④ 自主規制機関との連携
  - ・金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上のため、自主規制機関が実施する監査・考査等との連携を強化
- ⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表
  - ・検査の透明性及び予測可能性の向上に資するため、適時に見直し、公表

## Ⅱ. 平成24年度証券検査基本計画

区 分	22年度 (計画)	22年度 (実績)	23年度 (計画)	24年度 (計画)
第一種金商業者等 (うち監視委) (〃 財務局)	150 (40) (110)	140 (34) (106)	随時実施 <sup>(注2)</sup>	150 (40) (110)
第二種金商業者等	随時実施	45	随時実施	随時実施
自主規制機関	必要に応じて 実施	1	必要に応じて 実施	必要に応じて 実施
無登録業者	—	—	随時実施	必要に応じて 実施

(注) 1. 検査計画、実績の件数は、着手ベース。

2. 23年度は、東日本大震災等の影響により、検査計画の件数を示すことは困難であった。

## Ⅲ. 最近の主な指摘事例(1)

---

### 第一種金融商品取引業者(証券会社)

- ① 業務の運営及び財産の状況に関し、重大な問題が認められる状況(支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を偽装している状況等)
- ② 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況(ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為等)
- ③ 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
- ④ 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
- ⑤ 顧客分別金信託を不正に流用している状況
- ⑥ 投資信託の乗換えに関し、顧客に対して重要な事項を説明していない状況

## Ⅲ. 最近の主な指摘事例(2)

---

- ⑦ 外国投資信託受益証券につき、基準価額が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為

### 投資運用業者

- ① 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令に定める金額に満たない状況
- ② 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況(投資一任契約の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等)

### 第二種金融商品取引業者

- ① 顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
- ② 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況(極めて不適切な行為に関与している状況等)

## Ⅲ. 最近の主な指摘事例(3)

---

### 投資助言・代理業者

- ① 検査を忌避する行為
- ② 投資顧問契約の締結に関し、偽計を用いる行為

### 適格機関投資家等特例業務届出者

- 契約締結・勧誘に関し、虚偽の事実を告知する行為

(参考)

「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」

([http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki\\_ryuui23.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki_ryuui23.pdf))

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki23.pdf>)

## Ⅲ. 最近の主な指摘事例(4)

---

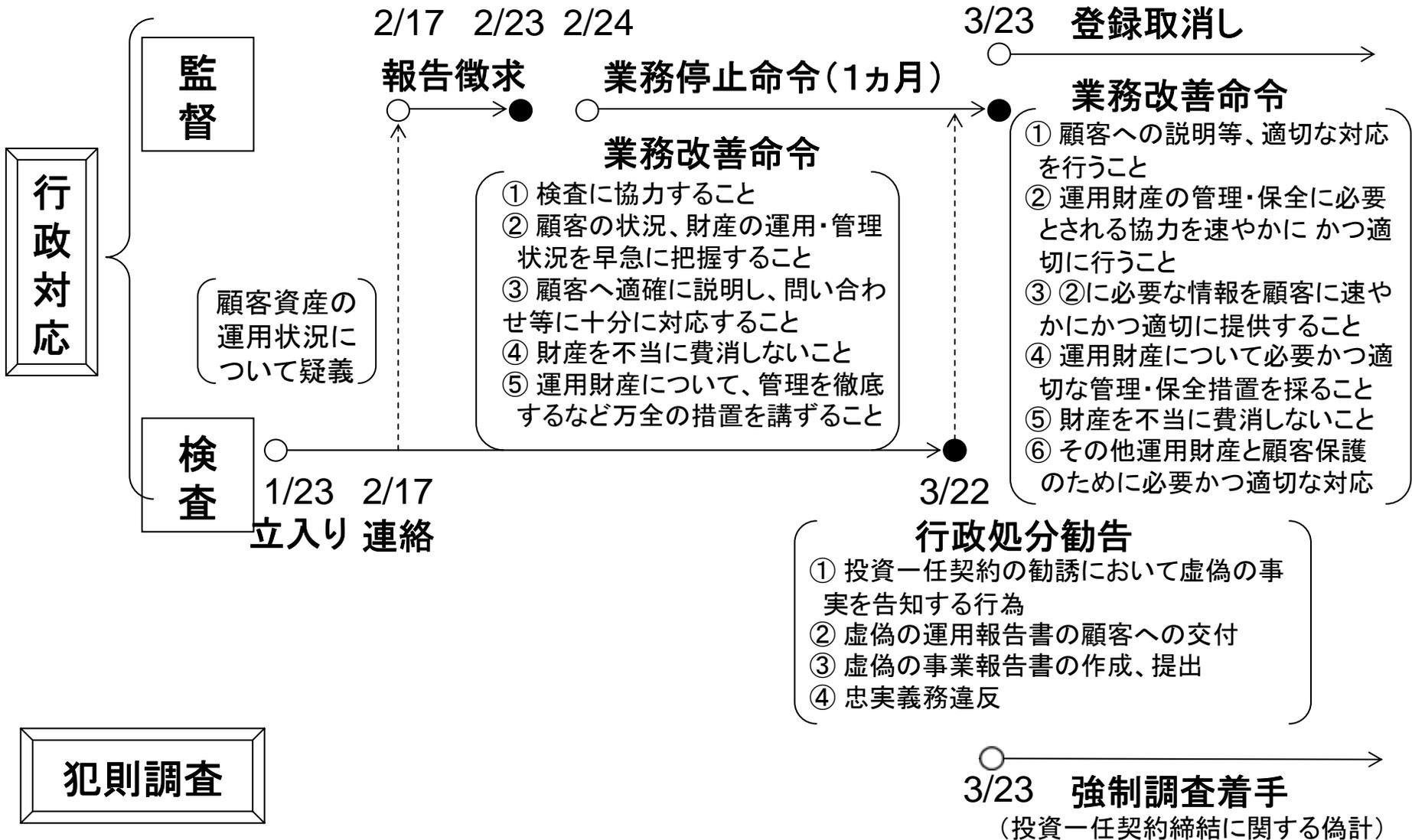
### 無登録業者・無届業者に対する禁止命令等の申立て

- ① 平成23年4月27日、(株)ジャパンライズ(北海道札幌市)を被申立人として、無登録でのファンドの募集、運用の禁止命令を札幌地裁に申立て(平成23年5月13日、同地裁が発令)
- ② 平成23年6月24日、(株)ベネフィットアロー(東京都中央区)を被申立人として、無登録でのファンドの募集等の禁止命令を東京地裁に申立て(平成23年7月5日及び15日、同地裁が発令)
- ③ 平成24年12月22日、(株)Eファクトリー(東京都新宿区)及び(株)エクセレント(東京都新宿区)を被申立人として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止命令を東京地裁に申立て(平成24年2月3日、同地裁が発令)

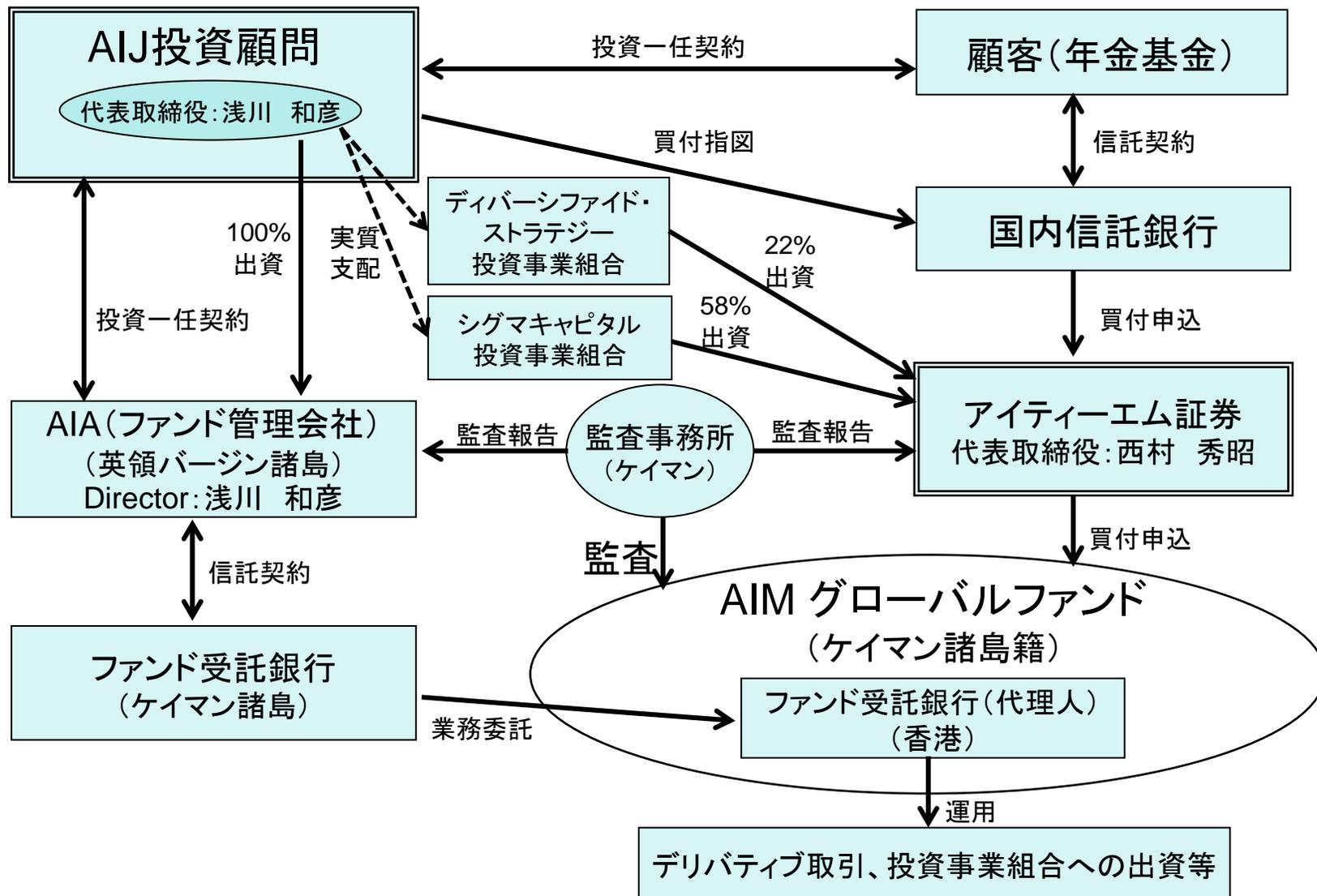
(参考)

「無登録業者・無届業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て」  
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/mutouroku/index.htm>)

# AIJ投資顧問への対応

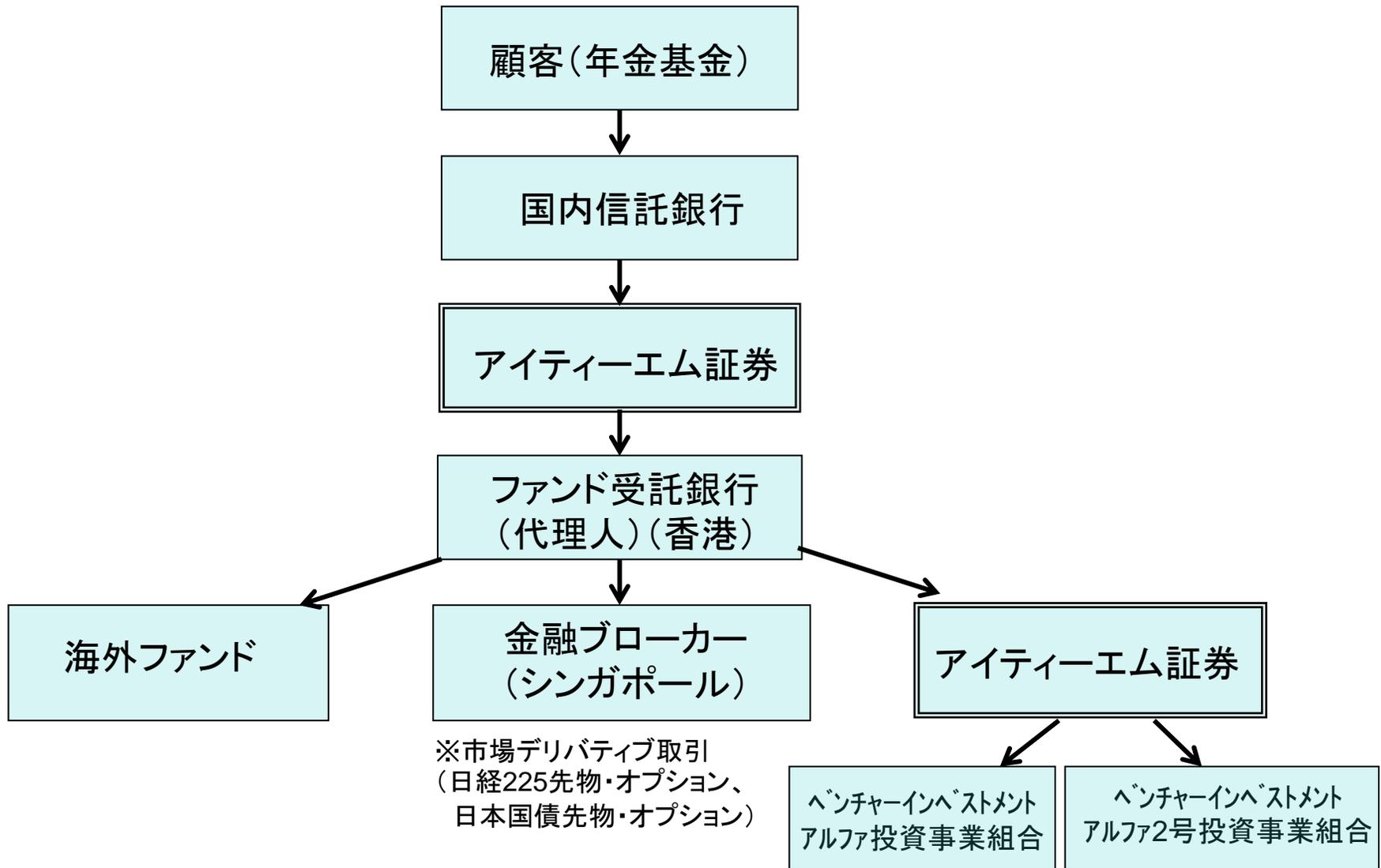


# 概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 資金の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# デリバティブ取引損益及び純資産額の推移

単位：億円

	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期	H19.3期	H20.3期	H21.3期	H22.3期	H23.3期	合計
デリバティブ取引 損益	▲0	▲16	▲34	▲270	▲40	▲186	▲37	▲501	▲7	▲1,092

AIJ作成純資産額 (※虚偽の数値)	63	129	301	704	957	1,140	1,786	1,932	2,090	
ファンド受託銀行 作成純資産額	63	102	204	250	389	295	780	266	251	

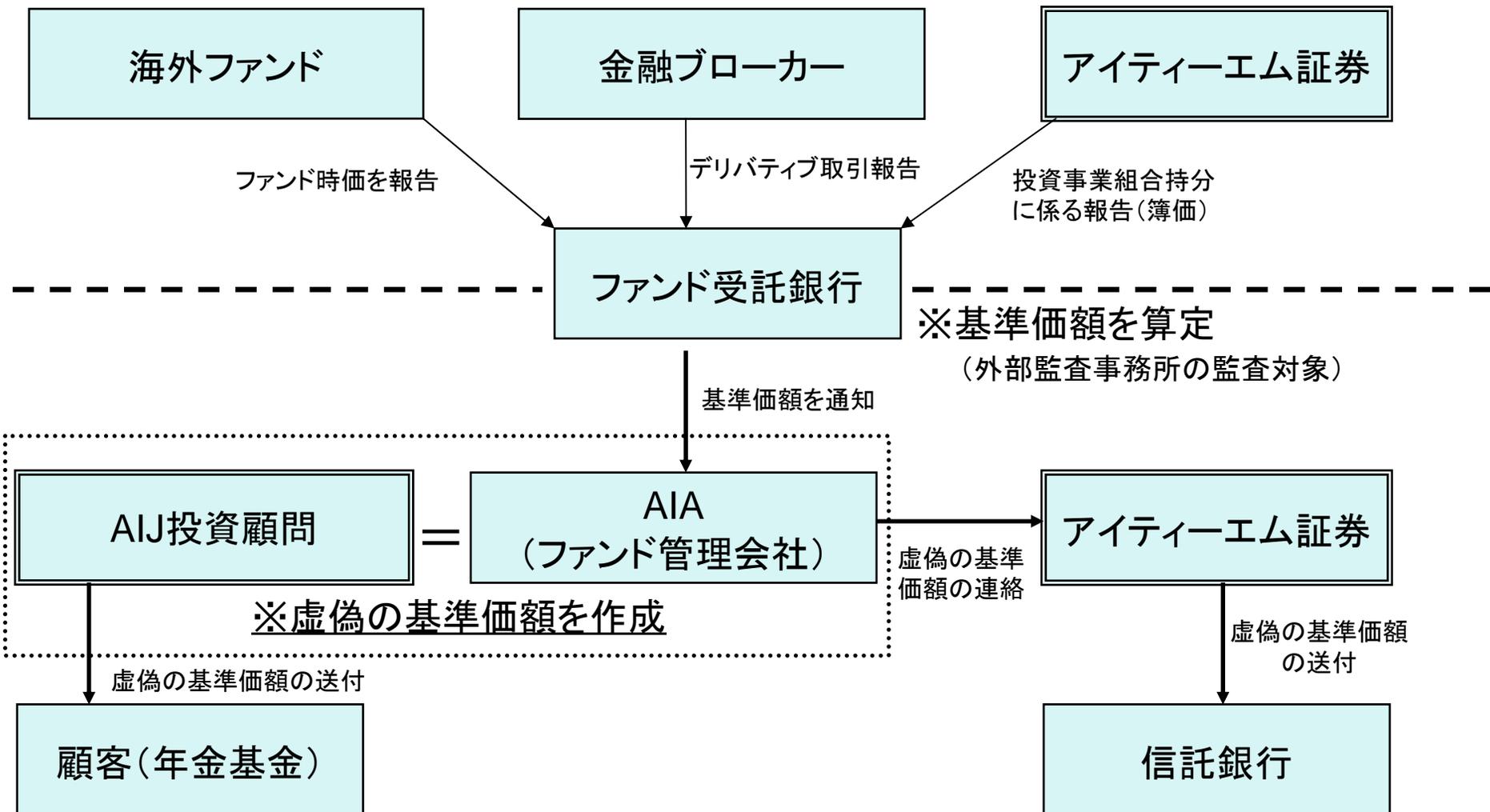
(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のデリバティブ取引損益は、AIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値。

(※2) AIJ作成純資産額は、AIJ投資顧問が顧客に報告している各ファンド毎の一口あたり純資産額に各会計期間末の残口数を乗じた数値。

(※3) ファンド受託銀行作成純資産額は、ファンド受託銀行がファンド管理会社に報告している純資産額。

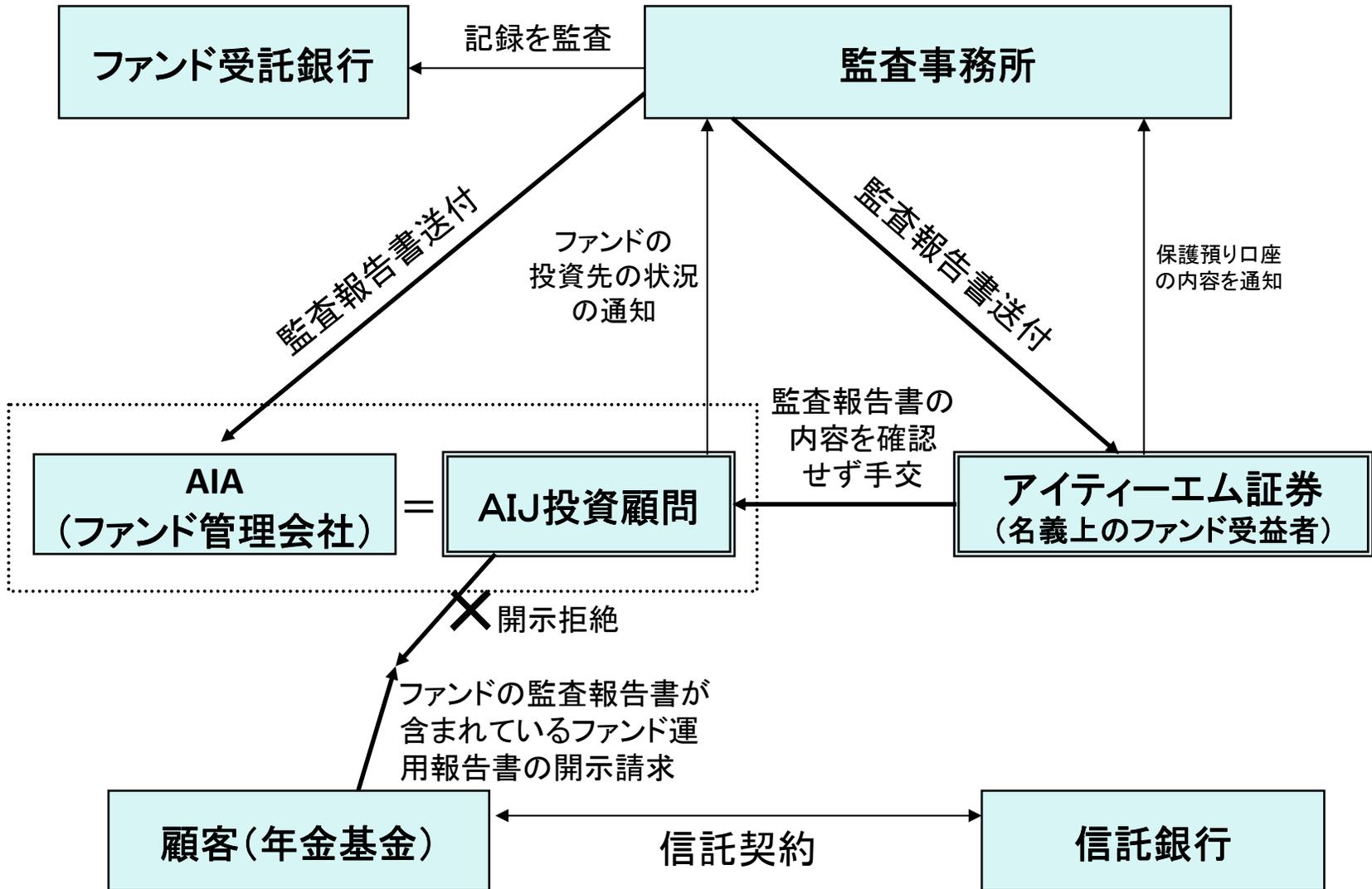
(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# ファンドの基準価額の算定・送付の流れ

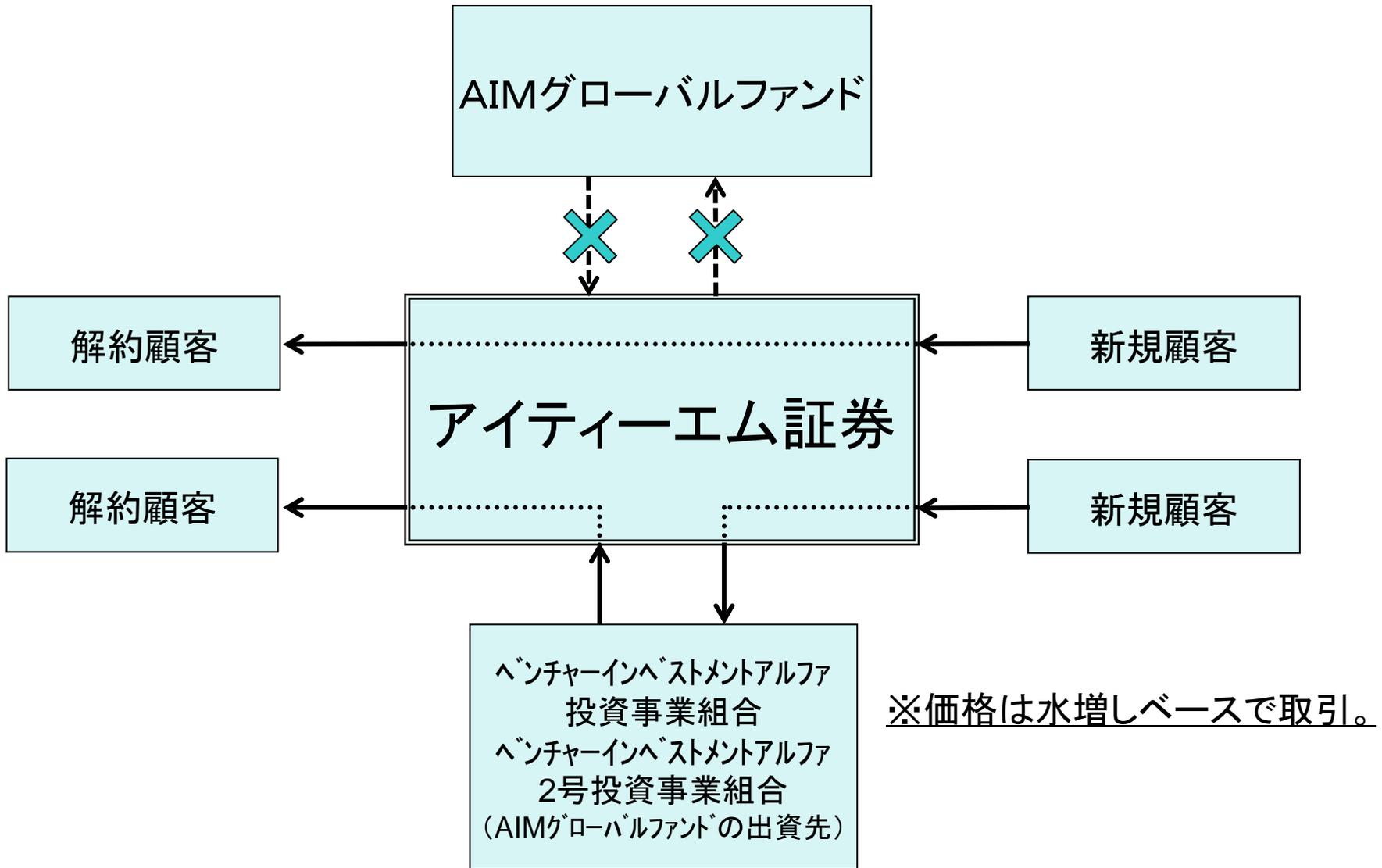


(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 監査報告書作成・送付の流れ



# 解約時の資金の流れ(転売スキーム)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# AIMグローバルファンドの資金の収支概要 (※1)

単位:億円

収入		支出・運用等	
顧客(年金基金等)からの受け入れ	1,458	運用による損失	1,092
株の売買益等	14	顧客(年金基金等)への解約等の支払い	17
		委託手数料	61
		管理報酬等	45
		監査報酬等	6
		投資事業組合への出資	181
		〔うち現預金 その他AIMグローバルファンド持分等〕	32(※2)
		海外ファンド持分	21
		現預金	49(※3)
収入計	1,472	支出・運用等計	1,472

(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のAIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値を集計したもの(「投資事業組合への出資」の内訳を除く)。

(※2) 「投資事業組合への出資」の「うち現預金」は、直近(24年3月)の残高を記載。

(※3) 「現預金」の直近(24年3月)の残高も、49億円。

(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。